

別表 資金種類、資金内容、貸付対象者及び貸付条件

資金種類	資金内容	貸付対象者	貸付条件				
			協調倍率の適用条件	利率		償還期限(年以内) (据置期間)	貸付限度額 [特認条件]
				保証なし	保証付き		
木材安定供給資金	<p>都道府県知事等の認定を受けた事業計画(森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成したものに限り。)に掲げる事業を実施するために必要な短期又は長期の運転資金であって、次に掲げるものとする。</p> <p>1 素材生産を行うのに必要な資金 施業集約化費用、立木購入代金(前渡金、予約金等を含む。)、管理経営法第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)及び作業委託費。 なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。</p> <p>2 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金 素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p> <p>3 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 (1) 素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金 素材又は木材製品の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費 (2) 木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費</p> <p>4 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金 輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用</p> <p>5 木材製品利用事業を行うのに必要な資金 木材製品の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金</p>	<p>事業計画の認定を受けた次に掲げる者</p> <p>1 森林所有者等(左記1、3の資金に限る。)</p> <p>2 木材利用事業者等(左記2、3の資金に限る。)</p> <p>3 木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体(左記3の資金に限る。)</p> <p>4 木材の輸送を業として行う者(左記3、4の資金に限る。)</p> <p>5 木材製品利用事業者等(左記3、5の資金に限る。)</p>	<p>【2倍協調】 本資金を借り受けようとする者</p>	<p>短期資金 1.30</p> <p>長期資金 1.00</p>	<p>短期資金 0.90</p> <p>長期資金 0.60</p>	<p>短期資金 1 <-></p> <p>長期資金 5 <1></p>	<p>3億円</p> <p>特認4億円 [協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から5パーセント以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっても、借受者の償還が適切に行われると認められること]</p>

(注) 1 貸付利率における保証付きの利率は債務保証(100%機関保証)を利用する場合に適用される。
 2 償還期限における<>は据置期間であり償還期限に含む。
 3 貸付限度額における[]は貸付限度額の特認条件である。
 4 貸付限度額の特認申請は様式第10号により行うこととする。